

武蔵野市長 殿

## 住居表示補助番号付定・廃止届出書

武蔵野市住居表示に関する取扱基準第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

## 1 届出人等 以下のとおり所有者同意のうえ、届け出ます。

届出人 (□所有者と同じ)  
(郵便番号 - )居住者・所有者・管理者  
(郵便番号 - )

住 所

住 所

電話番号

電話番号

氏 名

氏 名

所有者との関係

通知書及びプレート送付先に○をつけてください（届出人 又は 居住者・所有者・管理者）

## 2 補助番号を（付定・廃止）する建物等の住所

武蔵野市

丁目

番

号

既に当該住所にお住まいの（住民登録のある）方は、医療証等の住所変更手続が必要となる場合があります。

当該建物における所有者と別世帯の居住者がいる場合、当該世帯の世帯主の署名が必要です。  
届出者の補助番号（付定・廃止）届出に同意します。

同住所別世帯の方の住所（住民登録）も、この届出により補助番号が付定・廃止されます。

※武蔵野市に住民登録のある方がお住まいの建物について補助番号の付定（廃止）の届出をした場合は、住民票の住所も補助番号が付定（廃止）されます

## 市記入欄

・補助番号（付定・廃止）後の住居表示

武蔵野市

丁目

番

号

・同一の住居番号に（既存・残存）の補助番号：無・有（ ）  
・本人確認 □個人 C □免許証 □資格確認書 □社員証 □聴聞 □名刺 □その他（ ）

受付者	係	主任	係長	課長	公印 管理者	戸板管理	台帳図	受取印
受付入力			補助番号付定・廃止日			住居番号付定・廃止通知書 送付日		